

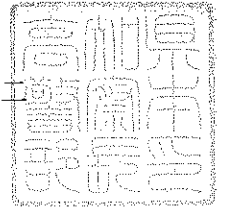


県民発第 275 号
高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記について諮問します。

平成 29 年 11 月 17 日

高知県警察本部長 小柳 誠二



記

1 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項

下表を、条例第 8 条第 3 項第 3 号に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	事務の名称	収集先
1	警察本部警務 部監察課	救慰金に関する事務	民間・私人
2	警察本部生活 安全部少年女 性安全対策課	立ち直り支援活動に関する事務	民間・私人 他の実施機関 他の官公署
3	警察本部交通 部交通企画課	無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロ ード 103 (土佐)」に関する事務	民間・私人 自動車安全セ ンター

要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する調査票

(条例第8条第3項第3号)

平成 29 年 11 月 15 日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	警察本部警務部監察課
個人情報取扱事務の名称	救慰金制度に関する事務
個人情報を収集する目的及び理由	救慰金授与の要件該当性を判断する必要がある、事案の背景及び内容等を把握するために事案関係者の個人情報を収集する必要がある。
個人情報を収集する根拠法令等	高知県警察救慰金制度の実施について（通達甲）
要配慮個人情報の内容	☐ 人種・民族 ☐ 思想・信条 ☐ 信教 ☐ 社会的身分 ☒ 病歴 ☒ 障害の状況、難病等 ☒ 健康診断等の結果・保健指導・診療・調剤 ☐ 犯罪等の経歴 ☒ 犯罪により害を被った事実 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 生活保護の受給 ☐ 成年被後見人・被保佐人・被補助人
要配慮個人情報を収集する理由又は必要性等	警察官の職務執行に起因して当該警察官の家族が他人から危害を加えられ、そのため死亡又は負傷により重い身体障害が残る場合に授与されるものであり、その要件該当性を判断するためには、障害の状況や犯罪被害の事実その他判断に必要な要配慮個人情報について収集する必要がある。

別記様式（第2条関係）

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務を 所管する組織の名称 等		登録 保有	監察課	登録年月日	平成18年 4月 1日
			全所属	変更年月日	平成 年 月 日
個人情報取扱事務の名称		救慰金制度に関する事務			
個人情報を収集する目的及び理由		救慰金授与の要件該当性を判断する必要がある、事案の背景及び内容等を把握するために事案関係者の個人情報を収集する必要がある。			
個人情報を収集する根拠法令等		高知県警察救慰金制度の実施について（通達甲）			
個人情報の対象者の範囲		授与対象事案の被害者及び授与対象者			
個人 情報 の 項目	特定個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無			
	基本的事項	☒ 氏名 ☐ 性別 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 住所・電話番号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 身体的特徴 ☐ その他（ ）			
	心身の状況	☒ 身体状況 ☐ その他（ ）			
	家庭生活	☒ 家族状況 ☒ 婚姻歴 ☒ 親族関係 ☐ その他（ ）			
	社会生活	☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 所属団体 ☐ その他（ ）			
	資産及び収入	☐ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 取引状況 ☐ その他（ ）			
	要配慮個人情報	☐ 人種・民族 ☐ 思想・信条 ☐ 信教 ☐ 社会的身分 ☒ 病歴 ☒ 障害の状況、難病等 ☒ 健康診断等の結果・保健指導・診療・調剤 ☐ 犯罪等の経歴 ☒ 犯罪により害を被った事実 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 生活保護の受給 ☐ 成年被後見人、被保佐人、被補助人			
	収集の根拠	☐ 法令等 ☒ 委員会意見（答申第○号） 法令等の名称			
	識別番号	☐ 身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号 （ ☐ DNA ☐ 顔 ☐ 虹彩 ☐ 声紋 ☐ 静脈 ☐ 歩容 ☐ 指紋・掌紋） ☐ 旅券番号 ☐ 基礎年金番号 ☐ 運転免許証番号 ☐ 住民票コード ☐ 個人番号 ☐ 健康保険・介護保険等の被保険者番号等 ☐ 在留カード番号 ☐ 特別永住者証明書の番号			
	その他識別番号	☐ 各種資格で特定の個人に付与される番号（運転免許証番号除く） （資格名： ） ☐ その他（ ）			
その他	☐ 趣味・し好 ☐ 意見・要望 ☐ その他（ ）				
制限に 関 する 事 項	個人情報の収集先	☒ 本人 ☒ 本人以外（条例第8条第4項第7号該当（答申第 2 号）） 本人以外の区分 ☐ 他の実施機関 ☒ 他の官公署 ☒ 民間・私人 ☐ その他（ ） ☒ 当該実施機関（利用元：対象事案の関係所属）			
	個人情報の目的外利用の有無及び利用先	☐ 有（条例第9条第 項第 号該当（答申第 号）） ☒ 無 目的外利用の利用先			
	個人情報の目的外提供の有無及び提供先	☐ 有（条例第10条第1項第 号該当（答申第 号）） ☒ 無 目的外提供の提供先 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公署 ☐ 民間・私人 ☐ その他（ ）			
	個人情報のオンライン結合の有無	☐ 有（ ☐ 警察庁等 ☐ 委員会（ ☐ 答申第 号（ 年 月 日協議承認）） ☒ 無			
	外部委託又は公の施設の管理代行の有無及び業務内容	☐ 有 ☒ 無 業 務 内 容			
登録番号	AD-6				
備考					

○高知県警察救慰金制度の実施について(通達甲)

平成28年1月7日

監察発第11号

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

県警察における救慰金制度については「救慰金制度の実施について(例規)」(昭和48年4月14日監察発第66号)に基づき運用しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該救慰金制度について次のとおり定め、平成28年1月12日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第1 救慰金を授与する場合

県警察における救慰金は、警察官の正当な職務執行に直接基因して当該警察官の配偶者・父母又は子が他人から危害を加えられ、そのために死亡し、又は重い障害が残ри、かつ、警察庁長官から救慰金が授与された場合において、本部長が当該警察官に対し授与するものとする。

第2 救慰金の額

救慰金は、警察庁長官の授与した救慰金の額と同額とする。

第3 救慰金の授与の要件

1 加害行為が、警察官の正当な職務執行に直接基因して行われたものであること。すなわち、次のいずれかの場合に該当すること。

(1) 警察官の正当な職務執行に伴う怨恨による場合

(2) 警察官の正当な職務執行を妨害又はけん制する意図による場合

2 加害行為による被害の程度が、次のいずれかに該当すること。

(1) 死亡した場合

(2) 重い障害(地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3の第1級から第6級までの障害等級に該当する障害をいう。)が残る場合

3 被害者が当該警察官の配偶者、同居の父母又は子(当該警察官が単身赴任をしている場合の別居の父母又は子及び遊学のため別居中の子を含む。)のいずれかであること。

4 当該警察官の職務執行に違法又は著しい不当行為が認められたときその他救慰金を授与することがふさわしくないと本部長が認めたときは、救慰金は授与しない。

第4 報告

所属長は、救慰金を授与する場合に相当する事案が発生し、又は認知したときは、速やかに、別記様式の救慰金授与上申書により監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。

別記様式(第4関係)

発第 号 年 月 日 所 属 長 本部長 殿 救慰金授与上申書	
救慰金を受ける 者の階級、氏名 及び年齢	
被害者の職、氏 名、年齢及び職 員との続柄	
事案の概要及び 被害程度	
その他参考意見	
(添付書類) 診断書、死亡診断書、死体検案書、警察官と被害者との続柄に関する市町村長の発行する 証明書、現認書、事実証明書その他必要があると認める書類	

○救慰金の授与について

〔昭和47年5月7日〕
甲通達（務・監）第25号

このたび、警察官の家族が警察官の職務執行に基因して他人から危害を加えられ、そのため死亡または負傷した場合には、警察官の救済慰労と士気の高揚に資する趣旨から、別添警察庁指示のとおり救慰金が授与されることになったので、了知のうえ遺憾のないようにされたい。

警察庁甲務発第143号

警察庁甲官発第35号

昭和47年5月1日

写

本庁各局課長
各参事官
警察大学校長
科学警察研究所長
皇宮警察本部長
各管区警察局長 殿
東京都警察通信部長
北海道警察通信部長
警視総監
各道府県警察本部長
各方面本部長

警察庁長官

救慰金の授与について

このたび、警察官の家族が警察官の職務執行に基因して他人から危害を加えられ、そのために死亡または負傷した場合には、次のとおり救慰金を授与することとしたので了知されたい。

記

1 救慰金を授与する場合

救慰金は、警察官の正当な職務執行に直接基因して、当該警察官の配偶者、父母または子が他人から危害を加えられ、そのために死亡し、または重い身体障害が残った場合に当該警察官に授与す

る。

2 救慰金の額

救慰金の額は、最高限度額を100万円とし、被害の限度等を勘案して個別にその額を決定する。

警察庁丙人発第55号

警察庁丙会発第19号

昭和47年5月1日

写

本庁各局課長
各参事官
警察大学校長
科学警察研究所長
皇宮警察本部長
各管区警察局長 殿
東京都警察通信部長
北海道警察通信部長
警視總監
各道府県警察本部長
各方面本部長

警察庁警務局長

救慰金の授与について（通達）

このたび、救慰金授与についての警察庁長官通達が発せられたが、これは、不幸にして警察官の家族が、警察官の職務執行に基因して他人から危害を加えられ、そのために死亡または負傷した場合に救慰金を授与し、もつて警察官の救済慰労と士気の高揚に資する趣旨から認められたものであり、この制度の実施については、次のとおりであるから、了知のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 救慰金の授与

救慰金は、警察庁長官が当該警察官に授与する。

2 救慰金授与の要件

- (1) 当該加害行為が警察官の正当な職務執行に直接基因して行なわれたものであること。すなわち、
 - ア 警察官の正当な職務執行に伴う怨恨による場合
 - イ 警察官の正当な職務執行を妨害またはけん制する意図による場合のいずれかに該当して加害行為が行なわれたこと。
- (2) 被害の程度が、次のいずれかに該当すること。

ア 死亡した場合

イ 重い身体障害（国家公務員災害補償法別表第1の第1級から第6級までの等級に該当する身体障害）が残る場合

- (3) 被害者が当該警察官の配偶者、同居の父母または子（ただし、当該警察官が単身赴任している場合の別居の父母または子および遊学のため別居中の子を含む。）のいずれかであること。

3 その他

(1) 救慰金は、報償費から支出する。

(2) 当該警察官の職務執行に違法もしくは著しい不当行為が認められたとき、その他救慰金を授与することがふさわしくないと警察庁長官が認めたときは、救慰金は授与しない。

要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する調査票

(条例第8条第3項第3号)

平成29年 11月 15日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	県警本部少年女性安全対策課
個人情報取扱事務の名称	立ち直り支援活動に関する事務
個人情報を収集する目的及び理由	警察の支援を必要としている少年の立ち直り支援活動を実施するため
個人情報を収集する根拠法令等	少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号） 高知県警察少年補導職員勤務規程（平成9年6月本部訓令第7号） 高知県少年警察活動規程（平成20年2月本部訓令第1号）
要配慮個人情報の内容	☒ 人種・民族 ☒ 思想・信条 ☒ 信教 ☒ 社会的身分 ☒ 病歴 ☒ 障害の状況、難病等 ☒ 健康診断等の結果・保健指導・診療・調剤 ☒ 犯罪等の経歴 ☒ 犯罪により害を被った事実 ☒ 刑事事件に関する手続 ☒ 少年の保護事件に関する手続 ☒ 生活保護の受給 ☒ 成年被後見人・被保佐人・被補助人
要配慮個人情報を収集する理由又は必要性等	少年の立ち直り支援は、少年警察活動規則、高知県警察少年補導職員勤務規程、高知県少年警察活動規程等を根拠とする活動であり、家庭内暴力、金品持ち出し、不健全性的行為等の問題行動を繰り返している少年について、特に必要と認められる場合に、保護者同意を得てその問題性が除去されるまで注意、助言、指導等の支援を継続的に実施するものである。 支援に当たっては、まずは問題行動を繰り返す要因を解明し対策を講じることが必要不可欠であることから、少年の家庭環境、学校生活、友人関係等はもちろんのこと、少年の心理、性格、その他の特性、障害状況、難病等も把握する必要がある、発達検査及び知能検査の実施や家族からの事情聴取等によりそれらの情報を収集している。 また、保護観察中の少年等に対してより実効ある立ち直り支援を実施するため、保護観察所から少年の保護事件手続き（経過）や少年の観察状況に関する情報を収集し同所との連携を図る必要がある。

少年に手を差し伸べる立ち直り支援

積極的に手を差し伸べる!

少年警察活動規則第8条

少年相談

・少年警察活動規則第8条第2項
・高知県少年警察活動規則第20～24条
・高知県少年補導職員勤務規程第3条

継続補導

少年に手を差し伸べる立ち直り支援

【対象】

- ・少年相談に係る少年
- ・通告等を要しない触法少年(14歳未満)、不良行為少年などで、非行防止のため継続的な補導が必要な少年とその保護者

【支援に向けた動き】

- ・目標設定
- ・聞き取り、見立て
- ・支援方針の決定、修正等

【支援内容】

- ・助言、指導、カウンセリング
- ・学習支援
- ・漁業体験
- ・食育支援活動・・・など



保護者
同意

要配慮個人情報

支援を必要としているのに、
相談できないでいる少年

【対象】

- ・非行歴あり
- ・非行に走りかねない少年

【実施要領】

- ① 電話、訪問、手紙等の連絡
- ② 非行のおそれ、支援の必要性
- ③ 保護者の同意を得て支援開始

「非行少年を生まない社会づくりの
一層の推進について(通達)」など

別記様式（第2条関係）

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務を 所管する組織の名称 等		登録	少年女性安全対策課	登録年月日	平成18年 4月 1日
		保有	少年女性安全対策課、各警察署	変更年月日	平成28年 4月 1日
個人情報取扱事務の名称		少年相談に関する事務			
個人情報を収集する目的及 び理由		少年の健全育成のため、相談状況に応じて必要な指導助言その他の援助を行う ため必要である。			
個人情報を収集する根拠法 令等		少年警察活動運営要綱、少年相談実施基準の制定について（警察庁） 高知県少年警察活動規程			
個人情報の対象者の範囲		相談者、相談関係者			
個人 情報 の 項 目	特定個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無			
	基本的事項	☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 住所・電話番号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 身体的特徴 ☐ その他（ ）			
	心身の状況	☒ 身体状況 ☐ その他（ ）			
	家庭生活	☒ 家族状況 ☐ 婚姻歴 ☐ 親族関係 ☐ その他（ ）			
	社会生活	☒ 職業・職歴 ☒ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☒ 成績・評価 ☐ 所属団体 ☐ その他（ ）			
	資産及び収入	☐ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 取引状況 ☐ その他（ ）			
	要配慮個人情報	☒ 人種・民族 ☒ 思想・信条 ☒ 信教 ☒ 社会的身分 ☒ 病歴 ☒ 障害の状況、難病等 ☒ 健康診断等の結果・保健指導・診療・調剤 ☒ 犯罪等の経歴 ☒ 犯罪により害を被った事実 ☒ 刑事事件に関する手続 ☒ 少年の保護事件に関する手続 ☒ 生活保護の受給 ☒ 成年被後見人、被保佐人、被補助人			
		収集の根拠	☐ 法令等 ☒ 委員会意見（答申第 2 号） 法令等の名称		
	識別 番号	個人識別符号	☐ 身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号 （ ☐ DNA ☐ 顔 ☐ 虹彩 ☐ 声紋 ☐ 静脈 ☐ 歩容 ☐ 指紋・掌紋） ☐ 旅券番号 ☐ 基礎年金番号 ☐ 運転免許証番号 ☐ 住民票コード ☐ 個人番号 ☐ 健康保険・介護保険等の被保険者番号等 ☐ 在留カード番号 ☐ 特別永住者証明書の番号		
		その他識別番号	☐ 各種資格で特定の個人に付与される番号（運転免許証番号除く） （資格名： ） ☐ その他（ ）		
制 限 に 関 する 事 項	その他	☐ 趣味・し好 ☒ 意見・要望 ☐ その他（ ）			
	個人情報の収集先	☒ 本人 ☒ 本人以外（条例第8条第4項第2・6・7号該当（答申第2号）） 本人以外の区分 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公署 ☐ 民間・私人 ☒ その他（相談者、相談関係者） ☐ 当該実施機関（利用元： ）			
	個人情報の目的外利用 の有無及び利用先	☒ 有（条例第9条第1項第5号該当（答申第 号）） ☐ 無 目的外利用の利用先 人身安全・捜査関係部署			
	個人情報の目的外提供 の有無及び提供先	☐ 有（条例第10条第1項第 号該当（答申第 号）） ☒ 無 目的外提供の提供先 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公署 ☐ 民間・私人 ☐ その他（ ）			
	個人情報のオンライン 結合の有無	☐ 有（ ☐ 警察庁等 ☐ 委員会（ ☐ 答申第 号（年 月 日協議承認）） ☒ 無			
	外部委託又は公の施設の管 理代行の有無及び業務内容	☐ 有 ☒ 無 業 務 内 容			
登録番号	BF-5				
備考					

要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する調査票

(条例第8条第3項第3号)

平成29年 11月 14日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	県警察本部交通企画課
個人情報取扱事務の名称	無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード 103 (土佐)」に関する事務
個人情報を収集する目的及び理由	「セーフティロード 103 (土佐)」に関する事務において、参加者を把握するとともに、達成状況を確認するため。
個人情報を収集する根拠法令等	警察法2条 無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード 103 (土佐)」の実施について (通達)
要配慮個人情報の内容	☐ 人種・民族 ☐ 思想・信条 ☐ 信教 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 障害の状況、難病等 ☐ 健康診断等の結果・保健指導・診療・調剤 ☒ 犯罪等の経歴 ☐ 犯罪により害を被った事実 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 生活保護の受給 ☐ 成年被後見人・被保佐人・被補助人
要配慮個人情報を収集する理由又は必要性等	県民を無事故・無違反コンテストに参加させることにより、交通事故を抑止し、交通マナーの向上を図る目的で実施する事業であり、実施期間中の無事故・無違反をチーム単位で競うもので、期間中チーム内に交通違反又は交通事故(人身事故)を起こした者があれば失格とすることから、期間終了後に受賞チーム全員の運転記録証明書で、違反等の有無を確認する必要がある。

別記様式（第2条関係）

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務を 所管する組織の名称等		登録 保有	交通企画課	登録年月日	平成23年 4月 22日
			交通企画課、各警察署	変更年月日	年 月 日
個人情報取扱事務の名称			無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード103（土佐）」に関する事務		
個人情報を収集する目的及び理由			「セーフティロード103（土佐）」に関する事務において、参加者を把握するとともに、達成状況を確認するため。		
個人情報を収集する根拠法令等			警察法第2条、無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード103（土佐）」の実施について（通達）		
個人情報の対象者の範囲			セーフティロード103（土佐）の参加者		
個人 情報 の 項目	特定個人情報の有無		☐ 有 ☒ 無		
	基本的事項		☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 住所・電話番号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 身体的特徴 ☐ その他（ ）		
	心身の状況		☐ 身体の状況 ☐ その他（ ）		
	家庭生活		☐ 家族状況 ☐ 婚姻歴 ☐ 親族関係 ☐ その他（ ）		
	社会生活		☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☒ 所属団体 ☐ その他（ ）		
	資産及び収入		☐ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 取引状況 ☐ その他（ ）		
	要配慮個人情報		☐ 人種・民族 ☐ 思想・信条 ☐ 信教 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 障害の状況、難病等 ☐ 健康診断等の結果・保健指導・診療・調剤 ☒ 犯罪等の経歴 ☐ 犯罪により害を被った事実 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 生活保護の受給 ☐ 成年被後見人、被保佐人、被補助人		
	収集の根拠		☐ 法令等 ☒ 委員会意見（答申第○号） 法令等の名称		
	識別 番号	個人識別符号	☐ 身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号 （ ☐ DNA ☐ 顔 ☐ 虹彩 ☐ 声紋 ☐ 静脈 ☐ 歩容 ☐ 指紋・掌紋） ☐ 旅券番号 ☐ 基礎年金番号 ☒ 運転免許証番号 ☐ 住民票コード ☐ 個人番号 ☐ 健康保険・介護保険等の被保険者番号等 ☐ 在留カード番号 ☐ 特別永住者証明書の番号		
		その他識別番号	☐ 各種資格で特定の個人に付与される番号（運転免許証番号除く） （資格名： ） ☐ その他（ ）		
その他		☐ 趣味・し好 ☐ 意見・要望 ☐ その他（ ）			
制限に 関する 事項	個人情報の収集先		☒ 本人 ☒ 本人以外（条例第8条第4項第1号該当（答申第 号）） 本人以外の区分 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公署 ☐ 民間・私人 ☒ その他（自動車安全運転センター） ☐ 当該実施機関（利用元： ）		
	個人情報の目的外利用の有無及び利用先		☐ 有（条例第9条第 項第 号該当（答申第 号）） ☒ 無 目的外利用の利用先		
	個人情報の目的外提供の有無及び提供先		☐ 有（条例第10条第1項第 号該当（答申第 号）） ☒ 無 目的外提供の提供先 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公署 ☐ 民間・私人 ☐ その他（ ）		
	個人情報のオンライン結合の有無		☐ 有（ ☐ 警察庁等 ☐ 委員会（ ☐ 答申第 号（ 年 月 日協議承認）） ☒ 無		
	外部委託又は公の施設の管理代行の有無及び業務内容		☐ 有 ☒ 無 業 務 内 容		
	登録番号		DA-7		
備考			達成状況確認のために事故・違反の有無を確認する必要がある。		

第9回 無事故・無違反ドライバーズコンテスト

セーフティロード103

追加チーム
こしやんと
募集しよさ!

さあ、みんなあて
高知の交通マナーを
高めよう!!

実施
期間

平成29年

9月20日(水)から12月31日(日)までの103日間

募集
期間

平成29年 8月1日(火)から8月31日(木)まで

チーム編成 … 1チーム5人1組

参加資格 … ①高知県に在住の方、または勤務されている方

②運転免許を持っている方

③日常的に自動車または原動機付自転車を運転している方

※年齢、性別、運転経験及び過去の事故・違反歴は問いません。

参加費 … 無料

(賞品当選チームについては、チーム全員分の運転記録証明書(一人630円)が必要です。)

賞品 … 実施期間中に、無事故・無違反を達成したチームの中から抽選で5,000円相当の賞品を贈呈します。

申込用紙 … このチラシの裏面が申込用紙です。警察署内交通安全協会各支部または交通課の配布、若しくは県警察ホームページ(<http://www.police.pref.kochi.lg.jp/>)からのダウンロード(PDF)によっても利用できます。

申込先
(問い合わせ先)

各警察署内の交通安全協会各支部または交通課

高知県警察本部交通企画課:088-826-0110 高知県交通安全協会:088-822-5877

注意 … ①参加申込後にメンバーの変更や辞退はできません。

事項等 ②実施期間中、参加者のうち一人でも以下の事項に該当する場合は、そのチームを非達成とします。

ア、運転免許の停止又は、取消の処分を受けた場合 イ、運転免許を失効又は、返納した場合 ウ、複数のチームに重複して参加した場合

③コンテスト期間終了後、受付を行った窓口を実施結果報告書の提出が必要となります。

(実施結果報告書の提出のあった達成チームから賞品の抽選を行います。)

④賞品当選チームは、運転記録証明書申請手数料(一人630円)の持参が必要となります。

⑤運転記録証明書申請手数料の持参のない場合又は、運転記録証明書により違反が判明した場合には賞品の当選を無効とします。

【主催】「セーフティロード103(土佐)」実行委員会(高知県交通安全協会、高知県安全運転管理者協議会連合会、高知県自動車業界交通安全協議会、日本自動車販売協会連合会高知県支部、JA共済連高知、株式会社エフエム高知、高知県、高知県警察)

【協賛】株式会社四国銀行、高知県遊技業協同組合、サンピアセリーズ、高知県トラック協会、高知県高速道路交通安全協議会、高知県指定自動車学校協会、ブリヂストンタイヤジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社高知支店、JA全農こうち、高知県石油業協同組合、株式会社西島園芸団地、大塚製薬株式会社高知出張所、セコム高知株式会社、南国自動車学校、日本二輪車普及安全協会、日本損害保険協会高知損保会、株式会社エースワン、高知中央自動車学校、高知県ハイヤー協会、高知県バス協会、東京海上日動火災保険株式会社高知支店

セーフティロード土佐



セーフティロード103
マスコットキャラクター
事故防止犬
「すっぴーくん」

高校生も
しゃんしゃん
応募してや!!

別紙

第9回無事故・無違反ドライバーズコンテスト 「セーフティロード103(土佐)」実施要領

1 内容

5人で1チームを作り、チーム単位で期間中の無事故・無違反を競うもので、期間中チーム内に交通違反又は交通事故(人身事故)を起こした者があれば、失格となる。

2 参加申込期間・実施期間

(1) 参加申込期間

平成29年8月1日(火)～同年8月31日(木)までの間(31日間)

(2) 実施期間

平成29年9月20日(水)～同年12月31日(日)までの間(103日間)

3 参加資格

高知県内に居住又は勤務し、通勤、通学、業務その他日常的に自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転している者とする。

なお、運転免許を取得している者であっても、日常的に自動車等の運転をしていない、いわゆるペーパードライバーや、同一人の複数のチームへの参加は不可とする。

4 参加費

無料とする。

ただし、無事故無違反達成チームのうち賞品当選チームは全員分の運転記録証明書申請手数料(1人あたり630円)が必要となる。

5 参加募集の目標

募集目標は、3,000チーム(1チーム5人編成、1万5千人)とする。

各警察署の規模に応じた目標チーム数を設定し、募集目標チーム数に達した場合は、募集期間内であっても締切りとする。

6 参加申込、受付要領

(1) 参加申込

参加希望チームは、参加申込書(別添1)に必要事項を記載のうえ、交通安全協会各支部窓口又は警察署、警察庁舎(以下「警察署等」という。)の交通課に申込みものとする。

※ 参加申込書は運転記録証明書の交付申請委任状を兼ねており、賞品当選チームの運転記録証明書を各警察署で申請することが可能。

(2) 受付要領

ア 交通安全協会各支部窓口職員（以下「安協窓口職員」という。）又は警察署等交通課員は、参加申込があった場合、参加申込書の内容を確認した後、申込みを受け付けるとともに、期間終了後に参加チームから提出を受ける実施結果報告書（別添2）の交付を行う。

※ 交付の際、参加申込書をもとにチーム名や連絡先等の項目を安協窓口職員又は警察署等交通課員が記載をし交付をするなどの配慮を行う。

イ 申込み受付後、安協窓口職員がとりまとめて参加チーム等の集計をし、参加状況を警察署交通課長と確認管理を行ったうえ、参加募集目標チーム数に達した場合は募集締切りとする。

(3) 引継要領等

受付終了後は、警察署等交通課員は警察本部交通企画課に、集計した参加者データをそれぞれ送付する。

(4) 広報啓発等

実行委員会では、各種広報媒体を用いて本事業の広報活動に努めるとともに、初日にはスタート式を開催するなど本事業を積極的に盛り上げる。

7 期間終了後の措置

セーフティロード103実施期間が終了すれば、参加チームの代表者がチーム内の達成状況を確認したうえ実施結果報告書を作成し、安協窓口職員又は警察署等交通課員に提出する。

提出を受けた実施結果報告書については、警察署等交通課員が達成状況、違反内容等の集計を行い、警察本部交通企画課宛てにデータを送付する。

8 協賛金の取扱い

協賛金の取扱いについては、高知県交通安全協会が管理を行う。

9 賞品等

(1) 賞品

無事故・無違反を達成したチームの中から抽選の上、賞品の贈呈を行う。

賞品については実行委員会が用意をする（1チーム当たり5,000円相当を予定）。

(2) 各署への賞品配当

賞品については、警察本部において実行委員会が無事故無違反達成チームを対象に抽選を行い、各署に配当する賞品を決定する。

(3) 各署での抽選会

賞品については、配当を受けた警察署が各署において実施結果報告書の提出のあった達成チームを対象に抽選を行い、当選チームを決定する。

(4) 当選チームへの連絡と運転記録証明書申請手数料の持参等

ア 賞品の当選チームについては、安協窓口職員又は警察署交通課長等が連絡をとり、指定した期日までにチーム分の運転記録証明書申請手数料（1人630円）を持参してもらい、各警察署において賞品当選チームの運転記録証明書の交付申請を行う。

イ 運転記録証明書申請手数料の持参のない場合又は、運転記録証明書に違反が判明した場合には当選を無効とし、各署において再抽選を行い、別の無事故無違反達成チームを繰り上げ当選とする。

「セーフティロード103(土佐)」参加申込書

(運転記録証明書交付申請委任状)

平成 29 年 月 日

〇〇警察署長 殿

私達は、第9回無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード103(土佐)」に参加を申し込むとともに、上記警察署長に運転記録証明書交付申請及び受領を委任し、下記注意1、2の内容について同意します。

※ 注意1 運転記録証明書の送付先を下記送付警察署とすること。

注意2 運転記録証明書は、警察署において開封し内容の確認を行い、本行事の審査資料としてのみ利用すること。

ふりがな					事業所名 (*1)
チーム名					
代表連絡先 (*2)	氏名 (Tel. — —)				
送付警察署					
参 加 メ ン バ ー (運転記録証明書交付申請委任者)					
番号	(ふりがな) 氏 名	①	性別	生 年 月 日	運 転 免 許 番 号
1			男 女	昭 平 年 月 日	
	住所 (〒 —) 高知県				
2			男 女	昭 平 年 月 日	
	住所 (〒 —) 高知県				
3			男 女	昭 平 年 月 日	
	住所 (〒 —) 高知県				
4			男 女	昭 平 年 月 日	
	住所 (〒 —) 高知県				
5			男 女	昭 平 年 月 日	
	住所 (〒 —) 高知県				

※ 1 同一事業所から数チーム参加する場合は、「事業所名」も記載してください。

2 「代表連絡欄」は、参加メンバーの中から選んで記載してください。

3 油性ボールペン等で記載してください (鉛筆や消せるボールペン等での記載は不可とします。)

4 個人情報については、法令を遵守するとともに厳重に管理し、本コンテスト以外の目的に使用しません。

「セーフティロード103(土佐)」実施結果報告書

平成 30 年 月 日
提出期限、平成30年1月20日まで

〇〇警察署長 殿

私達は、第9回無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロード103(土佐)」の実施結果を報告します。

ふりがな			事業所名
チーム名			
連絡先	氏名	(Tel - -)	
参 加 メ ン バ ー			
番 号	ふりがな 氏 名	達 成 状 況 (合うものにレ点及び記載)	
1		☐ 違反・事故はありませんでした。 ☐ 違反がありました。 (違反内容 違反車両) ☐ 人身事故がありました。 (事故内容 事故車両)	
2		☐ 違反・事故はありませんでした。 ☐ 違反がありました。 (違反内容 違反車両) ☐ 人身事故がありました。 (事故内容 事故車両)	
3		☐ 違反・事故はありませんでした。 ☐ 違反がありました。 (違反内容 違反車両) ☐ 人身事故がありました。 (事故内容 事故車両)	
4		☐ 違反・事故はありませんでした。 ☐ 違反がありました。 (違反内容 違反車両) ☐ 人身事故がありました。 (事故内容 事故車両)	
5		☐ 違反・事故はありませんでした。 ☐ 違反がありました。 (違反内容 違反車両) ☐ 人身事故がありました。 (事故内容 事故車両)	

- ※注意事項
- 1 報告書の提出のあった達成チームを対象に賞品の抽選を行います。
 - 2 抽選に当選したチームは、後日代表者に連絡を行います。
 - 3 当選したチームは、申し込み警察署が指定した期日までに運転記録証明書申請手数料（一人630円）を持参してください。
 - 4 運転記録証明書申請手数料の持参がない場合又は運転記録証明書に違反が判明した場合には賞品の当選を無効とさせていただきます。